

各位

2022(令和4)年12月10日

薬害肝炎・救済法改正に関するご報告

薬害肝炎全国原告団・弁護団

(連絡先) 薬害肝炎東京弁護団事務局長 弁護士 ^{はれまき} 晴枝 雄太
東京弁護団事務局電話番号：03-6384-1823

1 はじめに

本日、参議院本会議において、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「救済法」といいます。）の改正が可決・成立しましたので、ご報告します。

なお、本件に関連するものとして、以下の記者会見を実施しております。

- (1) 本年3月30日「薬害C型肝炎救済法の改正に向けて」と題する記者会見
@司法記者クラブ
- (2) 本年7月26日「薬害C型肝炎原告団と厚労大臣との定期協議（協議後記者会見のお知らせ）」と題する記者会見 @厚生労働記者会

2 救済法改正の内容

救済法の改正内容は、以下の2点です。

- ・救済法に基づく給付金の請求期限を5年延長（2028年1月17日まで）
- ・劇症肝炎に罹患して死亡した場合の給付金の額を1200万円から4000万円に引き上げ

詳細については、添付資料1・2をご参照下さい。

3 原告のコメント

(1) 原告①（劇症肝炎により死亡した被害者の配偶者）

時間はかかったけど、無事法律が改正されて良かった。妻にも良い報告ができると思います。

(2) 原告②（劇症肝炎により死亡した被害者の子）

元々B型肝炎とC型肝炎で不合理な取り扱いをされていると思っていたので、法律が改正されて良かったと思います。

(3) 原告③（劇症肝炎により死亡した被害者の子の配偶者）

主人が生前長年に亘り携わってきたことがやっと実を結び安堵しておりますと共に、この度の改正を期に、救済が進むことを切に願います。

(4) 全国原告団代表・浅倉美津子

薬害肝炎全国原告団弁護団にとりまして、悲願と言ってもよい、救済法延長と劇症肝炎被害者の救済についての改正法が、今国会で成立しました。救済法延長はもとより、劇症肝炎被害者の救済が認められたことが何より嬉しく思います。

これまで、厚生労働大臣との協議の議題に載せても、議員立法故に、国会議員に直接働きかけてくださいと言われてきました。国会議員に直接働きかけることは、特にこのコロナ禍では、ままならないことがありました。それでも私たちが動かなければならないと、少数の原告団弁護団で議員面談を行い、この問題の理解を求めて奔走いたしました。

私自身、フィブリノゲン製剤を投与されて急性肝炎を発症した時、劇症肝炎になるかもしれないと言われたことがありました。結果的に、私は、劇症肝炎にならずに済みましたが、当時、体を起こすのもつらく、生まれたばかりの子にミルクを飲ませることもできないくらい酷い症状が出ました。

劇症肝炎で亡くなった被害者の方々を思うと、あの頃の私よりもっとつらい症状で、ご自分が何で亡くなっていくのかわからないまま亡くなっていったのだろう、どんなに悔しかっただろうと、改めて薬害の恐ろしさを痛感します。

この度、遺族の方々から亡くなった被害者の方々の元に、やっと被害が認められたことが報告されるでしょう。あなた方の死が報われるよう、生きている限り、薬害再発防止に向けた取組みを続けて参りたいと、亡くなった原告さん達に誓いたいと思います。

4 今後の課題

上記のとおり、救済法改正案は成立しましたが、カルテ調査を終えていない病院があったり、カルテ調査を終えても連絡先がわからなかったりという事情から、未だ投与の事実を知らされていない人は少なくありません。最近になって病院から手紙が届き、自ら（あるいは亡くなった方）が血液製剤を投与されていたことを知った方もいます。一刻も早く、全ての被害者が一律に救済されなくてはなりません。

その他、救済法には未解決の問題が残されており、薬害肝炎全国原告団・弁護団はこれらの課題の解決に向けて今後も活動を続けていきます。

- 救済を受けた被害者がその後に症状悪化した場合、現在の法律では最初の給付金の支給を受けてから20年経過した場合は、差額の給付を受けられない
- フィブリノゲン等の特定製剤以外の血液製剤による被害者が救済の対象外

5 各地連絡先

被害者からの問合せ先は下記のとおりです。

東北 022-224-1504 [平日10～15時]

東京 03-6384-1823

[月・水・金10～12時30分、13時30分～16時]

名古屋 052-950-3314 [火・木 10時～13時]

大阪 06-6315-9988 [平日 12～15時]

九州 092-735-1193 [月・水・金 13～15時]

以上